

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、下記のとおり認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成25年8月1日

記

- 1 当該認定を受けた者の氏名又は名称
桃浦かき生産者合同会社
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
桃ノ浦漁港カキ加工事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
カキ養殖から加工、販売までの一貫した取組を行うため、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工する。
- 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態
 - (1) 名称 加工場用地
 - (2) 規模 1,755.88平方メートル
 - (3) 構造 アスファルト舗装
 - (4) 配置 別図に示すとおり
 - (5) 貸付期間 平成25年7月24日から平成30年3月31日まで
 - (6) 利用形態 当該用地において加工場を建設し、利用する。
- 5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項
当該認定を受けた者は、石巻市桃浦地区の15人のカキ養殖業者が、民間企業と連携し、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し設立された合同会社である。
加工場では、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行うものである。

- 6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理の経過
平成25年6月28日から7月5日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所において公衆の縦覧に供しました。

縦覧期間中、意見書1件の提出がありました。

提出された御意見に対して、7月11日、次のとおり漁港管理者である県の考え方を回答しました。

番号	御意見の概要	漁港管理者である県の考え方
1	かき加工場用地のうち、西側を漁具置場として空けて欲しいと要望したところ、桃浦かき生産者合同会社が示したところでは、西側の一部、三角状の土地であった。その形状では、フォークリフトの使用や漁具置場としての利用が困難なので、変更を求める。	桃浦かき生産者合同会社として約90坪の土地を借受対象から除外していますが、合同会社は貸付を受けようとする土地について、他の利用者を排除するものではなく、話し合いの上、漁港の円滑な利用を図りたいとしています。また、カキ処理場近くの養殖用作業施設用地が利用できます。
2	加工場建設用地の下には、山からの沢水を流す排水路があるが、十分に機能していない。今後どのようにするのか。	水路管は移設する計画であり、移設後は現在の水路管を廃止する予定です。それまでの間、大雨により冠水等が発生した場合は、県が速やかな対応をとることとしています。なお、用地の利用に当たって、水路管が埋設されていることによる支障がないよう検討・調整を行うこととしています。
3	土地利用についての現地での説明・確認がされていないようだが、桃浦漁港を利用する多くの組合員は承知しているのか。	桃浦かき生産者合同会社において、桃ノ浦漁港を利用している桃浦地区のほか、蛤浜地区、折浜地区、侍浜地区の組合員77名に対して文書による通知を行った上で、6月3日に説明会を開催しています。県においては、計画について、県公報による告示を行うとともに、申請書の縦覧を県庁と東部地方振興事務所で行い、意見募集を行いました。
4	貸付期間は平成25年7月から平成30年3月までとなっているが、その後は撤去するのか。また、それ以前に宮城県漁協の同意と了解はとっているのか。	貸付期間については、必要な手続きを経た上で、延長は可能です。なお、貸付期間を延長せず又は事業の中止などにより、事業を終了する場合は、現状復旧（加工場の撤去）となります。 県漁協及び石巻地区支所に対しては、5月22日に県から説明を行っています。その際、県漁協からは、地元と話し合いを行い、地元漁民の漁港利用に支障がないようにとの話を受けています。

7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2第2項に定める事業者の認定基準に適合しており、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行うものと認められる。

(参考)

漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）関係部分
（行政財産である特定漁港施設の貸付け）

第37条の2 漁港（その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）における特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。）を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

漁港漁場整備法施行規則（昭和26年7月17日農林省令第47号）関係部分
（事業者の基準）

第11条の5 法第37条の2第1項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。
- 二 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。
- 三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。
 - ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。
 - ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。
 - ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。
 - ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。

